

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務 基礎項目評価書 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、児童福祉法による障害児通所給付費の支給する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務について記載している。

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和7年12月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法による障害児通所給付費支給決定事務とは、療育の必要な障害児に対して通所支援を行う場合に、支給の決定を行う事務である。児童福祉法による障害児通所給付費支給決定の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>① 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ② 高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定 ③ 障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ④ 肢体不自由児通所医療費の支給申請の受理、支給決定 ⑤ 他の法令による給付との調整</p> <p>なお、外部と連携する機能は以下の事務について行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p>
③システムの名称	障害児通所システム、情報共有基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、オンライン申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)障害福祉システム特定個人情報ファイル
- (2)団体内統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の9項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10項、第11項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の11項、15項、20項、80項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、22条第1項、第4項、第8項、82条、146条第1項、第2項、第7項、157条第1項</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14項、15項、16項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条第1項、第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、18条</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課
②所属長の役職名	障害児福祉保健課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882
	鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680
	神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021
	西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321
	中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121
	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112
	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321
	保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221
	旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023
	磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335
	金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721
	港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221
	緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220
	青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221
	都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222
	戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321
	栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335
	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335
	瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4278
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢>	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月11日	表紙 特記事項	なし	本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の 「事務名」について記載している。	事前	
令和7年12月11日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの概要	<p>児童福祉法による障害児通所給付費支給決定事務とは、療育の必要な障害児に対して通所支援を行う場合に、支給の決定を行う事務である。児童福祉法による障害児通所給付費支給決定の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ② 高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定 ③ 障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ④ 肢体不自由児通所医療費の支給申請の受理、支給決定 ⑤ 他の法令による給付との調整 <p>なお、外部と連携する機能は以下の事務について行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務</p> <p>当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務</p> <p>番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p>	<p>児童福祉法による障害児通所給付費支給決定事務とは、療育の必要な障害児に対して通所支援を行う場合に、支給の決定を行う事務である。児童福祉法による障害児通所給付費支給決定の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ② 高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定 ③ 障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ④ 肢体不自由児通所医療費の支給申請の受理、支給決定 ⑤ 他の法令による給付との調整 <p>なお、外部と連携する機能は以下の事務について行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務</p> <p>当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務</p> <p>番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p>	事前	
令和7年12月11日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)障害福祉システム特定個人情報ファイル (2)統合番号連携ファイル	(1)障害福祉システム特定個人情報ファイル (2)団体内統合宛名ファイル	事前	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和7年12月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法による障害児通所給付費支給決定事務とは、療育の必要な障害児に対して通所支援を行う場合に、支給の決定を行う事務である。児童福祉法による障害児通所給付費支給決定の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>① 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ② 高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定 ③ 障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ④ 肢体不自由児通所医療費の支給申請の受理、支給決定 ⑤ 他の法令による給付との調整</p> <p>なお、外部と連携する機能は以下の事務について行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p>
③システムの名称	障害児通所システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、オンライン申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 障害福祉システム特定個人情報ファイル
(2) 統合番号連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の9項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10項、第11項</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の11項、15項、20項、80項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、22条第1項、第4項、第8項、82条、146条第1項、第2項、第7項、157条第1項</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14項、15項、16項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条第1項、第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、18条</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課
②所属長の役職名	障害児福祉保健課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882
	鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680
	神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021
	西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321
	中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121
	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112
	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321
	保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221
	旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023
	磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335
	金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721
	港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221
	緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220
	青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221
	都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222
	戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321
	栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335
	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区と泉中央北5-1-1 045-800-2335
	瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4278
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢>	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和3年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども青少年局障害児福祉保健課	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課	事後	重要な変更には該当しないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市 中区港町1-1 045-671-3884</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p>	<p>横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市 中区本町6-50-10 045-671-3884</p> <p>鶴見区役所 総務部区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 総務部区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 総務部区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 総務部区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 総務部区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 総務部区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 総務部区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 総務部区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p>	事後	重要な変更には該当しないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月4日		<p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p>	<p>磯子区役所 総務部区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 総務部区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 総務部区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 総務部区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 総務部区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 総務部区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p>		重要な変更には該当しないため。
令和3年1月4日		<p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635</p>	<p>戸塚区役所 総務部区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 総務部区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 総務部区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 総務部区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635</p>		重要な変更には該当しないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 横浜市中区港町1-1 045-671-4278	横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4278	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	重要な変更には該当しないため。
令和7年3月13日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害児通所システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳 ネットワークシステム	障害児通所システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、オンライン申請管理システム	事前	
令和7年3月13日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10項、第11項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の9項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10項、第11項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月13日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 8項、11項、16項、56の2項、108項及び116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第2項、第3項、第10条第1項から第3項、第12条第1項、第4項、第8項、第30条、第55条第1項、第2項、第7項及び第59条の2第1項</p> <p>【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 10項、11項及び12項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1項から第3項、第5項、第10条第1項から第3項、第5項及び第10条の2</p>	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の11項、15項、20項、80項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、22条第1項、第4項、第8項、82条、146条第1項、第2項、第7項、157条第1項</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14項、15項、16項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条第1項、第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、第18条</p>	事後	
令和7年3月13日	II 3重大事故 過去一年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	